

アマチュア無線の使用について

アマチュア無線を使用する場合には、次の点に注意する必要があり、電波法令を遵守しなければいけません。

アマチュア無線のルール守らず運用する方がいるため、他のアマチュア無線の免許人から違法な無線として苦情申告が多数寄せられています。

- ① 無線従事者の資格（免許証）及び無線局の免許（状）が必要。
- ② コールサインを付し、周波数の使用区別に従い通信を行う。
- ③ アマチュア無線の目的に従った通信内容。（業務通信はできません）

（注）：無線局の目的・通信事項等

アマチュア無線局：金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によって行う、自己訓練、通信及び技術的研究の業務を行う無線局

- 有効な免許を所有しているか。
- コールサインを使用しているか。（名前だけで呼び合っていないか）
- 使用区分を守っているか。（SSB CW用、レピータ用、衛星区分用など使用していないか）
- 仕事の話をしていないか。
- 罰則
免許（登録）を受けないで無線局を開設すると、**1年以下の懲役又は100万円以下の罰金**が科せられることとなります。（電波法第110条）

アマチュア無線はルールを守って使用しましょう！

問い合わせ先：

〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1
名古屋合同庁舎第3号館
総務省 東海総合通信局 監視課
電話：052-971-9472